

七宗町地域生活支援事業
サンホーム七宗日中一時支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 この運営規定は、社会福祉法人七宗町社会福祉協議会が開設する日中一時支援事業所「サンホーム七宗日中一時支援事業所」（以下「事業所」という。）が行う日中一時事業の適正な運営を確保するために、適切な福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の状況及びその他の事情を考慮し、利用者に対して適切かつ効果的な福祉サービスの提供を行うものとする。

2 事業所は、利用者の地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の地域生活支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 日中一時支援事業の提供に当たっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 サンホーム七宗日中一時支援事業所
- (2) 所在地 岐阜県加茂郡七宗町神淵10327番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 従業者 2名（非常勤職員2名）
従業者は、日中一時支援サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日および12月29日から翌1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 毎週月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日および12月29日から翌1月3日をのぞく。

(4) サービス提供時間 午後3時から5時30分までとする。

ただし、やむを得ない事情がある場合には個別に相談に応じることができるものとする。

(日中一時支援を提供する主たる対象者)

第7条 本事業所において日中一時支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 療育手帳の交付を受けた者

(利用定員)

第8条 本事業所の利用定員は、3人とする。

(内容及び手続の説明と同意)

第9条 事業所は、利用者に対し、あらかじめ重要事項について説明し、当該サービスの内容について、利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、日中一時支援を実施した場合は、その実施日、内容、その他必要な事項をその都度記録するものとする。

2 前項の記録は、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第11条 日中一時支援を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において当該日中一時支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。

4 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、七宗町全域とする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他非常災害に対して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画をたて、災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを従業者に周知徹底しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第14条 現に日中一時支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、苦情解決体制の整備等、虐待防止のための措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所の従事者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後も、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に定めるものとする。

2 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族にかんする情報を提供する時は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第17条 事業者は、提供した日中一時支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続)

第18条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に利用者及び代理者の同意を得た上でその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人七宗町社会福祉協議会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 事業所は、日中一時支援事業の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

附則

この規程は、令和元年8月14日より施行する。